

関島社会保険労務士事務所便り

2009年
9月号

〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp
HP: <http://srseki.mine.nu>



健康保険料率と厚生年金保険料率の改定

10月の給与から徴収額が変更になります

健康保険の保険料率と厚生年金保険料率がこの9月（給与からの控除は10月）から変更になります。

東京の健康保険料率 8.18%
厚生年金保険料率 15.704%

健康保険料は都道府県別に

健康保険組合加入以外のサラリーマンの健康保険は、国（社会保険庁）により運営されてきましたが、昨年10月から新たに設立した「全国健康保険協会」（協会けんぽ）によって運営されています。全国一律になっていた健康保険料率（現行8.20%）についても、都道府県別に定めることになっており、保険料率は以下のとおりです。

- ・8.15%…長野
- ・8.17%…群馬・埼玉・千葉・山梨・静岡
- ・8.18%…岩手・山形・茨城・栃木・東京・新潟・滋賀
- ・8.19%…宮城・神奈川・富山・岐阜・愛知・三重・京都・愛媛
- ・8.20%…福島・福井・兵庫・鳥取・宮崎・沖縄
- ・8.21%…青森・秋田・石川・奈良・和歌

山・島根・高知

- ・8.22%…大阪・岡山・広島・山口・長崎・鹿児島
- ・8.23%…香川・熊本・大分
- ・8.24%…徳島・福岡
- ・8.25%…佐賀
- ・8.26%…北海道

保険料率は事業主と被保険者が折半（東京の場合は4.09%ずつ）で負担することになります。なお、任意継続被保険者については9月納付分から適用になります。

毎年引上げられる厚生年金保険料

一方、厚生年金保険料率については毎年0.354%引上げられ、この10月徴収分から**15.704%**（従前15.350%）になります。

厚生年金保険料と国民年金保険料については平成29年まで毎年引上げることが決められており、国民年金保険料はこの4月から月額14,660円に引上げられています。

年金は増額してもらふことができる

繰上げ支給と繰下げ支給

65歳より前にもらう繰上げ支給

老齢基礎年金は原則 65 歳支給です。65 歳より早くもらいたい人は、最高 5 年早く繰上げてもらうことができます。

繰上げたときの減額率は一月につき 0.5%。5 年間繰上げ 60 歳からもらうと 30% 減額され、生涯 70% 支給です。

60 歳から減額支給でもらった場合、「76 歳と 8 ヶ月」の年齢になりますと、繰上げ支給をしないで 65 歳から国民年金をもらった人に受給総額が追いつかれます。

この繰上げ支給は請求した翌月から受給できますが、以下の注意が必要です。

- ① 障害になったときは障害年金の請求ができない。
- ② 老齢基礎年金がもらえる夫が亡くなったとき、寡婦年金がもらえない。
- ③ 遺族厚生年金が支給されたとき、繰上げ支給の老齢基礎年金は支給停止になる。

65歳より後にもらう繰下げ支給

一方、65 歳より最高 5 年繰下げることができます。繰下げたときの増額率は一月につき 0.7%。5 年繰下げると、70 歳から 142% の増額年金が生涯もらえます。

繰下げ支給は約 12 年で取り戻すことができ、66 歳からもらった場合は 78 歳以上、70 歳のときは 82 歳以上長生きすると、年金受給総額で得することになります。

この繰下げ支給は次のことができます。

- ① 繰下げ期間中なら、希望した時点までさかのぼってもらうことができます。たとえば、69 歳の時点で 67 歳支給の繰り下げを希望すれば 116.8% 増しの年金となり 2 年分の年金がまとめてもらえます。
- ② 厚生年金のある人は老齢基礎年金のみの繰下げでもよく、また、厚生年金と合わせて繰下げすることもできます。増額率は老齢基礎年金と同率です。

老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ支給率

昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれた人の場合

繰上げ支給	支給率	繰下げ支給	支給率
60 歳支給	70%	66 歳支給	108.4%
61 歳支給	76%	67 歳支給	116.8%
62 歳支給	82%	68 歳支給	125.2%
63 歳支給	88%	69 歳支給	133.6%
64 歳支給	94%	70 歳支給	142.0%

年金と雇用保険の基本手当

65歳になる直前に退職すると両方もらえる

65歳前は原則どちらか一方

サラリーマンが退職し、失業すると、雇用保険から失業給付の基本手当が支給されます。この基本手当は、65歳未満の場合、特

別支給の厚生年金が支給されると支給停止され、どちらか一方を選択することになります。

65歳未満の一般離職者基本手当給付日数

	被 保 険 者 期 間		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
基本手当日数	90日	120日	150日

65歳以後に退職すると失業手当は一時金になる

雇用保険から支給される失業給付は、65歳以後に退職すると、高年齢求職者給付金という一時金になります。一時金の支給日

数は下表のとおりで、65歳以後に退職すると、雇用保険からの給付日数が激減することになります。

65歳以後退職 一時金の支給日数

被保険者であった期間	基本手当
1年未満	30日分
1年以上	50日分

65歳になる直前に退職すると両方もらえる

65歳になる誕生日の前々日以前に退職すると、雇用保険から支給される基本手当は65歳未満の一般離職者がもらえる基本手当日数(最低でも90日)が適用されます。

一方、65歳から支給される年金は老齢基礎年金と老齢厚生年金であって、雇用保険との支給調整がない年金になります。

この結果、65歳になったときに退職する

より65歳になる直前に退職したほうが得ということになります。

なお、定年退職の場合、最長1年間の受給期間の延長が行えます。64歳定年制が実施されているところでは、この1年間の受給期間の延長を行えば、年金も基本手当も両方もらうことができます。

●7月の完全失業率5.7%、過去最悪

総務省統計局が公表した労働力調査速報によると、7月の完全失業率（季節調整値）は前月比0.3ポイント上昇して5.7%となり、過去最高を更新した。男女別の失業率は男性が6.1%、女性が5.1%とそれぞれ前月比0.4、0.1ポイント増加し、男性は初の6%台となり過去最悪となった。完全失業者数は359万人と1年前に比べ103万人増、9カ月連続で増加した。（8月28日）

●公的年金の市場運用が黒字に転換

年金積立金管理運用独立行政法人は、2009年度第1四半期（4～6月）の公的年金の市場運用実績が4兆4,921億円の黒字となったと発表した。黒字になったのは2008年度第1四半期以来。株価上昇の影響によるもの。（8月28日）

●育休めぐり不利益扱いで悪質企業名公表へ

政府は、育児休業の取得を機に退職させたり、取得させなかったりした悪質な企業名を9月末から公表する方針を固めた。国の指導に応じなかったり、虚偽の報告をしたりした場合には「20万円以下の過料」とする考え。厚生労働省の調査によると、育児休業取得で不利な扱いをされたとの労働者からの相談は2008年度に1,262件あった。（8月25日）

●「新型インフル」対策 手引作成企業が多数

日本経団連は、加盟企業の約85%が、新型インフルエンザの対応をまとめた社内手引を今年度内に作成する方針であるとする調査結果を発表した。30%近くの企業が発生時に備えた訓練を計画しているほか、委員会の設置なども進んでいる。重点的に取り組む対策として、「業務継続体制の整備」、「発生時対応の訓練実施」が挙げられた。（8月23日）

●NTTが4,000人分の厚年保険料未納

NTTグループが、1997年4月～2003年8月までの間に社員ら約4,000人の給与・賞与から天引きした厚生年金保険料について、一部しか国に納めていなかったことが明らかになった。「エヌ・ティ・ティ企業年金基金」と国の年金記録に食い違いがあり、うち20人分は国に記録がまったくなかった。第三者委員会で訂正が認められれば、会社が未納分を支払い、社員らは本来の年金額が受給できる。（8月22日）

●60歳以上の高齢者を雇用する企業が増加

厚生労働省が2008年の「高齢者雇用実態調査」（従業員5人以上の6,465事業所が回答）を発表し、60歳以上の人を雇用している企業の割合が59.4%（2004年の前回調査から8.9ポイント上昇）となったことがわかった。（8月21日）

●公的年金加入者の住所情報を企業年金に提供

厚生労働省は、社会保険庁が持つ公的年金の加入者の住所情報を、「確定拠出年金」や「確定給付企業年金」などにも提供する方針を明らかにした。住所不明が原因で企業年金を受給できない人が多数いることを受けたもので、すでに、「厚生年金基金」には情報提供を開始している。9月にも省令などを改正し、早ければ10月から適用する。（8月18日）

●雇用者報酬が戦後最大の落込み

4～6月期の雇用者報酬が前年同期比で4.7%減となり、過去最悪だった2004年1～3月期（4.3%減）を超えて戦後最大の落込みとなったことが明らかになった。夏季賞与が減少したことが主な要因。（8月17日）